

事務連絡
令和2年4月9日

加入者のみなさまへ

仙台卸商健康保険組合

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健診等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、40歳以上の加入者の皆様が対象となる特定健診等につきましては、対象となる被扶養者及び任意継続被保険者の皆様に受診券を送付させていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言がなされたことにより、対象地域に居住する住民を対象とする特定健診等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健診等について、少なくとも緊急事態宣言の期間中は行わないこととされましたのでご連絡いたします。

(ただし、電話、メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りではありません。)

敬具

【緊急事態宣言の期間】

令和2年4月9日～5月6日

【緊急事態措置を実施すべき区域】

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県

○お問合せ先

仙台卸商健康保険組合

〒984-0015 宮城県仙台市若林区卸町2丁目9-5

Tel 022-235-5896